

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		団体利用の許可
根拠法令及び条項		新座市児童センター条例第10条第2項 2 児童センターをおおむね10人以上の団体が集団的に利用しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども政策係
審査基準	審	新座市児童センター規則第2条第2項、第3項、第4項 (利用の手続) 第2条 略 2 条例第10条第2項の規定により管理者の許可を受けようとするものは、児童センター利用許可申請書を提出しなければならない。 3 前項の利用の許可は、児童センター利用許可書を交付して行うものとする。キャンプファイヤー場の利用に係る許可にあっては、当該許可に係る団体に20歳以上の指導者で防火責任者となるものが1人以上いる場合に限る。 4 前項の許可には、必要な条件を付けることができる。
	査	1 児童センターをおおむね10人以上の団体が集団的に利用しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。 2 上記1でいう「団体」とは児童センターの業務の性格上、条例第4条に基づき児童の健全育成に関わる団体であり、その団体を例示すると次のとおりとする。 (1) 地方公共団体 (2) 小・中学校及び高等学校(専門学校含む)、並びに保護者会 (3) 保育園、幼稚園及びその保護者会 (4) 子供会及び児童を主たる構成員とする青少年健全育成団体 (5) 障がい者(児)施設及び障がい者(児)を主たる構成員とする団体 3 利用申請書は2か月前から受け付け、先着順に許可する。ただし、市、センター主催事業等においては優先的に利用予約ができる。
	基	標準 (未設定の場合はその理由)
	準	参考事項
標準処理期間	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成25年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)